



「近所で手を取り合って助け合い」町会・自治会に加入しましょう

製造事業所の皆さんへ  
『工業統計調査』に  
ご協力ください

12月31日現在で、製造業の活動実態を明らかにすることを目的とした工業統計調査が実施されています。

参加をお待ちしています。  
日時 1月23日(土)午後2時～4時  
場所 さくら会館3階ホール  
コーディネーター 松田恵示氏(学芸大学准教授)

パネラー 森田雅樹氏(福生市体育協会専務理事・ウクレレアンサンブル代表)、村山利夫氏(社会教育委員)、古本泰之氏(杏林大学地域交流委員会委員長)

問合せ 社会教育課社会教育係 ☎551・1950

安全安心まちづくり  
◆今年もみんなで防犯！  
各地域で防犯パトロールが行なわれるなど、市民の皆さんの防犯意識が高まっています。

ひったくりなどの身近な犯罪は、毎年起こっています。犯罪を行なおうとする者は防犯意識の高い地域は狙いません。今年も引き続き防犯の意識を持ち、まわ

り、交通安全事故を起こさないよう、また、交通事故にあわないようにしましょう。

近所の方と挨拶を交わすなど、地域の輪を広げながら防犯の輪も広げましょう。

※不審な人物を見かけたら、迷わず警察(☎110)に連絡してください。

問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691

◆ふっさ防災展  
阪神・淡路大震災を機に制定された「防災とボランティア週間」(1月15日(金)～21日(木))の間、市では「ふっさ防災展」を開催します。

今回の防災展では、住宅用火災警報器についての展示と説明を行なう予定です(機器の販売はしません)。

日ごろ忘れがちな家庭の防災、市の防災対策について、みんなで考える機会となるよう、ぜひご来場ください。

日時 1月15日(金)・16日(土) 午前10時～午後7時(ただし、16日(土)は午後5時まで)  
場所 プチギャラリー(福生駅西口2階)第1展示室  
問合せ 安全安心まちづくり課防災係 ☎551・1638

市内では、生涯学習に関するさまざまな活動が行なわれており、現在、市では、次期の生涯学習推進計画づくりを進めています。

市内の地区別空き巣・ひったくり発生状況 (平成21年1月から11月末まで)

地区	面積(km <sup>2</sup> )	空き巣狙い	前月末比	ひったくり	前月末比
本町	0.16			1	+1
志茂	0.28	1		2	
牛浜	0.23			2	
武蔵野台	0.49	2	+1	1	
福生	1.80	1		5	
福熊川	2.57	6		7	+3
北田園	0.32				
南田園	0.41	3	+1		
加美平	0.61	3		2	+1
東町	0.05				
合計	6.92	16	+2	20	+5

福生市地域防災計画(平成21年度修正)(案) についてのご意見を募集します

市では、いつ起きてもおかしくない地震や風水害、その他の災害に備え、被害の軽減を図ることを目的に、福生市地域防災計画を策定しています。今回、計画の修正を行なうにあたり、計画(案)を公表し、市民の皆さんのご意見を募集します。

計画(案)の公表及び意見の受付期間 1月5日(火)～19日(火)

計画(案)の閲覧(掲載)場所 市役所1階情報スペース、市役所第一棟2階安全安心まちづくり課窓口、中央図書館、市ホームページ

応募方法 1月19日(火)までに住所、氏名を明記し、次の方法で提出してください。なお、電話や口頭での意見の受付はできません。

【郵送】〒197-8501 福生市本町5番地 福生市役所安全安心まちづくり課防災係あてに送付

【ファクシミリ】☎553・3339へ送信

【市ホームページ】トップページ左側の「意見募集」から件名に「福生市地域防災計画(平成21年度修正)(案)意見」と明記し送信 ※お寄せいただいたご意見は、市の考え方を取りまとめたうえで、市ホームページなどで公表します(ご意見に対する個別の回答は行ないません)。

問合せ 安全安心まちづくり課防災係 ☎551・1638

税務課からのお知らせ

医療費控除などの還付申告を 税務署で受け付けています

医療費控除や住宅借入金特別控除等を申告することによって所得税が還付される方は、1月4日(月)より税務署でいち早く確定申告をすることができます。2・3月の申告の時期は、大変混雑しますので、ぜひ早めに申告をお済ませください。

☆確認ください医療費控除

平成21年中に本人や生計を一にする親族のために支払った医療費がある方は、医療費控除として申告をすることで、所得から差し引くことができます。

次の計算式から控除額をご確認いただき、必要な方は申告をしてください。

医療費控除(最高200万円) = 平成21年中に支払った医療費の総額 - 保険金などで補てんされる金額 - 総所得の5%(最大10万円)

補てんされる金額 次のものは、支払った医療費から差し引きます。○生命・損害保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払

いを受ける医療保険金、入院費給付金、傷害費用保険金など ○法令に基づき、医療費の支払を給付原因として支給される給付金(療養費、出産育児一時金、高額療養費など) ○医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金、任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

医療費控除の申告方法 確定申告等をされる際、医療費の領収書を封筒などにまとめ、医療費の明細を作成し一緒に提出してください。医療費の申告用の封筒は税務署・市役所に用意してありますので、ご利用ください。

事業者(給与支払者)には、法律に基づき住民税の特別徴収を行なう義務があります

【住民税の特別徴収とは】 事業者が、従業員の毎月の給与から住民税を天引き(特別徴収)して、市町村に納めていただく制度です。

【従業員にとってたいへん便利な制度です】

- ①納め忘れがなくなります(延滞金の心配がありません)。
- ②納税のために金融機関等に行く手間が省けます。

③年4回払いの普通徴収よりも、年12回払いの特別徴収の方が1回当たりの負担が少なく済みます。 【事業者の皆さんへ～ご協力をお願いします～】

所得税の源泉徴収とは異なり、天引きする額は市から通知します。所得税のような税額計算や年末調整をする手間はかかりません。また、従業員が常時10名未満の事業所は、納期の特例があり申請により年12回の納期を年2回(12月と6月に納付)とすることもできます。

▼償却資産をお持ちの方へ

毎年1月1日現在、市内に償却資産(事業用資産で、法人税または所得税で減価償却の対象になっているもの)を所有している方には、固定資産税が課税されます。必要事項を記入し、2月1日(月)までに課税課へ申告してください。

また、申告書が必要な方は、お申し出ください。

▼家屋を取り壊された方へ

昨年中に家屋を取り壊した場合、平成22年度から取り壊した家屋の固定資産税及び都市計画税が課税対象外となりますので、ご連絡ください。

問合せ 課税課資産税係 ☎551・1614

しごとセンター多摩の就業支援

●再就職を目指す女性対象 「女性再就職サポートプログラム」

日時 2月9日(火)～23日(火) 午前10時～午後4時

内容 事務職での再就職を考えている25歳～50歳の女性の方を対象に、基礎知識の習得や職場体験を合わせた10日間のプログラムです。

定員 25人(面接により決定)

申込み 1月8日(金)までに東京しごとセンターアドバイザーを通しての申込みとなります。

●34歳以下対象就活セミナー 「ベーシック&アドバンス」

日時 1月20日(水)・21日(木) 各日午後1時30分～4時30分

※1日だけの参加も可能です。

内容 就活の進め方や応募書類作成のポイント、採用担当者の選考ポイントや面接でのマナーなど。

定員 各30人(予約制・先着順)

●30～54歳対象 「1日で学べる再就職活動のテクニック」

日時 1月13日(水) 午後1時～5時

定員 50人(予約制・先着順)

●55歳以上対象 「1日で学べる再就職活動のテクニック」

日時 1月27日(水) 午後1時30分～4時30分

定員 50人(予約制・先着順)

場所 すべて東京しごとセンター多摩(国分寺市南町3-22-10 東京都労働相談情報センター国分寺事務所2階)

問合せ 東京しごとセンター多摩 ☎042・329・4524

※他にもコースがあります。詳しくは東京しごとセンター多摩へお問い合わせください。

